

# 官報

号外 平成十三年十月二十三日

## ○第百五十三回 衆議院會議録 第九号

平成十三年十月二十三日(火曜日)

議事日程 第五号

平成十三年十月二十三日

午後一時開議

第一 予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

予防接種法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鈴木俊一君登壇)

○鈴木俊一君 たいだいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高齢者におけるインフルエンザの発病及び重症化の防止に適切に対応できる予防接種制度を構築するため、インフルエンザを予防接種の対象疾病とする等、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、現行の予防接種の対象疾病を一類疾病とし、インフルエンザを二類疾病とすること、  
第二に、現行の予防接種の対象者に課されている

る予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予防接種の対象者については課さないものとすること、  
第三に、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する給付は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とすること等であります。

本案は、第百五十一回国会に提出され、去る六月七日日本委員会に付託となり、同月二十七日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、十月十九日質疑に入り、同日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守党の五党派共同により、インフルエンザ予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要な検討を行う等の修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時六分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第三八二号

平成十三年十月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

私は、平成十三年十月十九日(金)午後八時羽田空港発、十月二十二日(月)午後六時三十分同空港着の予定で、中華人民共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(応召議員)

一、今二十三日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

栃木県第一区

(理事補欠選任) 水島 広子君

一、去る十九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 河村 建夫君(理事浅野勝人君去る十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

渡辺 喜美君

不破 哲三君

松島みどり君

瀬古由起子君

野田 聖子君

厚生労働委員

辞任

渡辺 喜美君

不破 哲三君

松島みどり君

瀬古由起子君

野田 聖子君

補欠

水島 広子君

補欠

松島みどり君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

松島みどり君

瀬古由起子君

野田 聖子君

三ツ林隆志君 宮腰 光寛君 水島 広子君 井上 喜一君 七条 明君 菅 義偉君 谷本 龍哉君 藤村 修君 松浪健四郎君 野田 聖子君 宮腰 光寛君 三ツ林隆志君 水島 広子君 井上 喜一君

谷本 龍哉君 菅 義偉君 藤村 修君 松浪健四郎君 野田 聖子君 宮腰 光寛君 三ツ林隆志君 水島 広子君 井上 喜一君

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案 (内閣提出第二号) 財務金融委員会 付託 (質問書提出) 一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

療を受ける者 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者 四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

議院運営委員

補欠

福井 照君 中本 太衛君 中本 太衛君 福井 照君 浅野 勝人君 河村 建夫君

中本 太衛君 福井 照君 河村 建夫君

狂牛病全頭検査にあたり情報公開のあり方と今後の信頼回復のための措置等に関する質問主意書(川田悦子君提出) (答弁通知書受領) 一、去る十九日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出被害が発生していない段階で、治安出動が下命される場合に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年十月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

「以下、臨時」に改め、同条第二項中「第三項第一項の下に」に規定する予防接種であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種」という。を、「以下、定期の予防接種」という。であつて一類疾病に係るものを、「以下、臨時」に改め、同条第二項中「第三項第一項の下に」に規定する予防接種であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを加える。

「第十二条第一項第一号から第三号まで」を「第十二条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号まで」に改める。 第二十五条から第二十七条までを削り、第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。 第二十六条及び第二十七条 削除 第二十三条を第二十四条とする。 第二十一条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十一条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。 第二十条 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病に応じた予防接種の推進を

(特別委員辞任及び補欠選任)

補欠

岡田 克也君 永田 寿康君

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。 児童福祉法の一部を改正する法律案(津島雄二君外八名提出) (議案付託) 一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の

「以下、臨時」に改め、同条第二項中「第三項第一項の下に」に規定する予防接種であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを加える。

「第十二条第一項第一号から第三号まで」を「第十二条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号まで」に改める。 第二十五条から第二十七条までを削り、第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。 第二十六条及び第二十七条 削除 第二十三条を第二十四条とする。 第二十一条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十一条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。 第二十条 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病に応じた予防接種の推進を

辞任

補欠

岡田 克也君 永田 寿康君

一、去る十九日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年十月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

「以下、臨時」に改め、同条第二項中「第三項第一項の下に」に規定する予防接種であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下に」であつて一類疾病に係るものを加える。

「第十二条第一項第一号から第三号まで」を「第十二条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項第一号から第三号まで」に改める。 第二十五条から第二十七条までを削り、第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。 第二十六条及び第二十七条 削除 第二十三条を第二十四条とする。 第二十一条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十一条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。 第二十条 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病に応じた予防接種の推進を

図るための指針(以下この条において「指針」という。)を定めなければならない。  
2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項  
二 当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項  
三 当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項  
四 当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項  
五 当該疾病に係る予防接種に関する国際的な連携に関する事項  
六 その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3 当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第十一条第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成されるときは、指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。  
4 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。  
(結核予防法の一部改正)

第二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条の二第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。  
「第十二条第一項」に改める。  
(予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十九号)の一部

平成十三年十月二十三日 衆議院会議録第九号

を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項」を「第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項」に改める。  
(予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条及び第三条を次のように改める。  
第二条及び第三条 削除  
附則第四条中「新予防接種法第十一条第一項」を「予防接種法第十一条第一項」に、「新予防接種法第八条第一項」を「同法第八条第一項」に、「みなす」を「みなし」、同法第十二条第一項の規定の適用については同項に規定する一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は同項に規定する二類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす」に改める。  
附則第五条中「新結核予防法第二十一条の二第一項」を「結核予防法第二十一条の二第一項」に、「新結核予防法第十七条第二項」を「同法第十七条第二項」に改める。

理由  
最近の高齢者におけるインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十一回国会閣法第三三五号)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、高齢者におけるインフルエンザの発

病及び重症化の防止に適切に対応できる予防接種制度を構築するため、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。  
1 現行の予防接種の対象疾病を一類疾病とし、インフルエンザを二類疾病とすること。  
2 現行の予防接種の対象者に課されている予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予防接種の対象者については課さないものとする。  
3 一類疾病に係る予防接種による健康被害に対する給付は現行どおりとし、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する給付は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とすること。  
4 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものについては、その指針を定めなければならないものとする。  
5 この法律は、平成十三年十月一日から施行すること。

予防接種法の一部を改正する法律案及び同報告書

三 本案施行に要する経費は、平成十三年度一般会計予算(厚生労働省所管)において、約六百万円が計上されている。  
右報告する。  
平成十三年十月十九日  
厚生労働委員長 鈴木 俊一  
衆議院議長 綿貫 民輔殿  
(別紙)

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十一回国会閣法第三三五号)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、高齢者におけるインフルエンザの発

病及び重症化の防止に適切に対応できる予防接種制度を構築するため、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。  
1 現行の予防接種の対象疾病を一類疾病とし、インフルエンザを二類疾病とすること。  
2 現行の予防接種の対象者に課されている予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予防接種の対象者については課さないものとする。  
3 一類疾病に係る予防接種による健康被害に対する給付は現行どおりとし、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する給付は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とすること。  
4 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものについては、その指針を定めなければならないものとする。  
5 この法律は、平成十三年十月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

この法律は、平成十三年十月一日から施行すること。  
二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

二 議案の修正議決理由  
インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化する等所要の措置を講じようとするものは、時宜に適合するものと認めるが、各類型の定義を明確化し、当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定するとともに、政府は、この法律の施行後五年を目途に、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザを予防接種の在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する等の修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。  
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

に、「次項及び第十一條第一項において「臨時」を「以下臨時」に改め、同條第二項中「第三條第一項の下」に規定する予防接種であつて一類疾病に係るものを、「定期の予防接種の下」であつて一類疾病に係るものを加える。

第十二條中「前條第一項を」一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前條第一項に改め、「(以下単に「給付」という。)を削り、同條に次の一項を加える。

2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前條第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

第十三條中「給付の額を」第十一條第一項の規定による給付(以下「給付」という。)の額に改め、同條に次の一項を加える。

2 前條第二項第一号から第四号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十七條第一項第一号に規定する救済給付に係る同法第二十八條第一号から第四号までの政

令及び同條第三項の規定に基づく政令の規定を参照して定めるものとする。

第十八條中「第十二條第一号から第三号までを」第十二條第一号から第三号まで又は同條第二項第一号から第三号までに改める。

第二十五條から第二十七條までを削り、第二十四條を第二十五條とし、同條の次に次の二條を加える。

第二十六條及び第二十七條 削除  
第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條第一項中「第二十二條第一項を」第二十一條第一項に改め、同條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十二條を第二十一條とし、第十九條の次に次の一項を加える。

第二十條 厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針(以下この条において「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項

二 当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

三 当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項

四 当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項

五 当該疾病に係る予防接種に関する国際的な連携に関する事項

六 その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3 当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十一條第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成されると

きは、指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。  
4 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日、平成十三年十月一日から施行する。

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、高齢者に係るインフルエンザの流行の状況及び予防接種の接種率の状況、インフルエンザに係る予防接種の有効性に関する調査研究の結果その他この法律による改正後の予防接種法(次条において「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(インフルエンザに係る定期の予防接種に関する特例)  
第三条 新法第三條第一項の規定によりインフルエンザに係る予防接種を行う場合については、当分の間、同項中「当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの」とあるのは、「当該市町村の区域内に居住する高齢者であつて政令で定めるもの」とする。

2 前項の規定により読み替へられた新法第三條第一項の規定によるインフルエンザに係る予防接種による健康被害の救済に係る給付については、新法第十二條第二項第二号の規定は、適用しない。

(結核予防法の一部改正)  
第四条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二第一項中「第十一條第一項を」第十一條第一項に改める。

(予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)  
第五条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「第十一條第一項を」第十二條第一項に改め、同條第二項中「第二十條第二項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項」を「第二十一條第二項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項」に改める。

(予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

附則第四條中「新予防接種法第十一條第一項」を「予防接種法第十一條第一項」に、「新予防接種法第八條第一項」を「同法第八條第一項」に、「みなす」を「みなし」、同法第十二條第一項の規定の適用については同項に規定する一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は同項に規定する二類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなすに改める。

附則第五條中「新結核予防法第二十一條の二第一項」を「結核予防法第二十一條の二第一項」に、「新結核予防法第十七條第二項」を「同法第十七條第二項」に改める。

第十二條第一項に改め、同條第二項中「第二十條第二項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項」を「第二十一條第二項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項」に改める。

(予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

附則第四條中「新予防接種法第十一條第一項」を「予防接種法第十一條第一項」に、「新予防接種法第八條第一項」を「同法第八條第一項」に、「みなす」を「みなし」、同法第十二條第一項の規定の適用については同項に規定する一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は同項に規定する二類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなすに改める。

附則第五條中「新結核予防法第二十一條の二第一項」を「結核予防法第二十一條の二第一項」に、「新結核予防法第十七條第二項」を「同法第十七條第二項」に改める。

(別紙)  
予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 予防接種による健康被害の発生を予防するため、インフォームド・コンセントの徹底、予診の充実を図るとともに、ワクチンの改良開発に努めること。

二 老人福祉施設等におけるインフルエンザの流行を防止するため、入居者の健康管理の充実を図るとともに、併せて、特別養護老人ホームの居室の個室化の推進を図ること。

発行所 千代田区五本木四丁目五番五号  
東京都区部五本木四丁目五番五号  
電話 03(3587)4294  
定本 50部  
送料 別記